

1. 一般原則

アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ (「UFC」) における居場所情報に関する方針 (「UFC 居場所情報に関する方針」又は「居場所情報に関する方針」) は、関連する UFC アンチ・ドーピング方針 (「UFC ADP」) に基づいている。¹UFC ADP で概説される基準を満たす、すべての競技者は、本居場所情報に関する方針の要件を順守しなければならない。

2. UFC 検査対象者登録リスト

UFC 検査対象者登録リスト (「UFC RTP」) には、UFC ADP (「方針の適用範囲と適用」の条項) で特定される USADA の検査の対象となる競技者が記されている。UFC RTP には以下も含まれる。(1) 引退から復帰する競技者で、UFC ADP の第 5.7 項に従って UFC RTP にもどる必要がある人、(2) アンチ・ドーピング方針違反で資格停止中にあり、競技会外検査を実施するために居場所情報を提供しよう USADA が義務付けている特定の競技者。このリストへの登録が完了すると、競技者は、USADA から UFC RTP への登録抹消の通知を受けるまで UFC RTP に登録されたままとなる。本居場所情報に関する方針で定められているとおり、上記に概説された基準を満たす競技者は、UFC RTP の一部と見なされる。

3. 居場所情報報告義務

- a. 競技者の居場所情報報告義務の一部として、UFC RTP に登録されるすべての競技者には、以下が義務付けられている。
 - i. UFC RTP への登録時、及びその後毎年、USADA のオンラインモジュール又は、USADA が提供又は認定した代替りの教育プログラムを完了する
 - ii. UFC RTP への登録時、及びその後 3か月ごとに、UFC 居場所情報申告書を完全かつ正確に完了し、適時提出する
 - iii. 以前に提出した居場所情報申告書の情報が不完全、不正確、又は変更があることを知った場合は、居場所情報申告書を更新する、又は変更計画を提出することにより USADA に変更情報を伝える
 - iv. 競技者の居場所情報申告書に指定されている期間全体において、競技者の居場所情報申告書に指定した正確な時間と場所で、常に検査に対応できるようにする。

4. 居場所情報申告書

競技者は、UFC ADP 及び居場所情報に関する方針により要求される UFC RTP には、以下を含む最新の居場所情報を提出しなければならない。

- a. アンチ・ドーピングに関する対応や通知を競技者に伝えるために使用する完全な郵送用住所
- b. アンチ・ドーピングに関する対応や通知を競技者に伝えるために使用する完全な電子メールアドレス

¹ イタリック書体で記載されている用語は、UFC ADP の定義セクションに定められている意味を示す。

- c. 競技者の主な電話番号
- d. 該当する場合、競技者の代わりに連絡事項を受け取る権限を与えられた、競技者が指定した代理人の氏名と詳しい連絡先
- e. 検体採取セッションの実施において従うべき手順に影響を与える障害の詳細
- f. 居場所情報申告書及びその他のアンチ・ドーピング情報をアスレチック委員会およびその他のアンチ・ドーピング団体（「ADO」）と共有することを競技者が同意した確認書
- g. 今後 3か月間に競技者が参加を予定している試合のスケジュール（3か月間に競技者が出場を予定している各試合の名称と住所を含む）、及び各場所で競技者が出場を予定している日付
- h. 3か月間毎日、競技者が居住する完全な住所（自宅、臨時宿泊施設、ホテルなど）
- i. 3か月間毎日、競技者が訓練、作業、又はその他の定期的な活動を行う各場所の名称と住所、及びその定期的な活動における通常的时间枠²

5. 居場所情報関連義務違反

UFC RTP の競技者が、義務付けられている居場所情報の適時、正確、及び完全な提供を怠り、及び／又は、不正確な居場所情報を提供することで検査に応じられないようにして、UFC の「居場所情報に関する方針」への順守を怠ること。UFC ADP に従い、連続する 12か月間において居場所情報関連義務違反を 3 回行うと、UFC ADP の第 2.4 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反（「ADPV」）となる。

又、不正による居場所情報関連義務違反を行うと、UFC ADP 第 2.3 項の検体採取の回避、又は第 2.5 項のドーピング・コントロールのいかなる部分に対する不当な改変若しくは不正な改変の企てに基づいた ADPV となる。

USADA は、UFC ADP の第 2.4 項の ADPV の宣告に伴い、規程署名当事者 ADO により宣告を受けた居場所情報関連義務違反を組み合わせることがある。USADA は、アスレチック委員会が宣告した居場所情報関連義務違反も考慮する。従って、例えば、12か月の間に USADA から居場所情報関連義務違反を 2 回宣告され、署名当事者 ADO 又はアスレチック委員会から居場所情報関連義務違反を 1 回宣告された競技者は、ADPV になると見なされ、初めての違反行為に対して 6か月から 2 年間の資格停止の推定措置の対象となる。

6. 結果の管理

競技者の居場所情報及び／又は居場所情報報告義務に関連する状況に基づいて居場所情報関連義務違反又は ADPV を審査する際、及び居場所情報関連義務違反を処理する際、USADA は以下に定める基準を適用する。

- a. 居場所情報関連義務違反

² 競技者は、ドーピング・コントロール責任者が競技者の居場所を特定し、その場所に連絡し、競技者に連絡することができるのに十分な情報を提供しなければならない。例えば、「ロッキーマウンテン国立公園をランニング」といった記述が好ましい。

- i. 居場所情報申告書を作成する際、競技者は、必要なすべての情報を正確に提供し、USADA、又は USADA 又は USADA の指名者が 3 か月間のいつでも検査の目的で競技者の居場所を特定できるようにする義務がある。USADA は、UFC ADP の目的に従って検査を実施する際にこの情報を使用し、競技者は居場所情報申告書で指定した特定の時間と場所で対応可能であることが期待されている。そのため、UFC ADP 及び本居場所情報に関する方針に基づいて、以下の場合に、UFC RTP の競技者は、居場所情報関連業務違反の対象となるおそれがある。

- 1) 指定された期限までに完全な居場所情報申請書を提出しない
- 2) 居場所情報申請書の内容に変更がある場合に速やかに更新しない、そのため情報が正確でなくなり使用できなくなる
- 3) 検査のために競技者の居場所が分かるようにするための居場所情報申請書の情報が不十分又は更新しない
- 4) 競技者が提供した居場所情報申告書の情報が不正確なために、競技者が検査に応じることができない

第 6(a) (iv) (1) 項の対象である前述のいずれかの違反が生じるたびに、競技者は居場所情報関連義務違反を通告されることがある。

- ii. USADA が居場所情報関連義務違反を疑った場合、USADA はその競技者が UFC RTP に登録されていることを確認し、競技者に対して、リストへの登録と居場所情報申告書を作成する義務を伝え、ドーピング・コントロール責任者が適切かつ有効な処置を行う。
- iii. 次に、USADA は、その競技者が第 4(a)-(i) 項に従った適切な居場所情報要件を順守していないことを確認する。
- iv. 競技者には、居場所情報関連義務違反が発見された日付から 14 日以内に推定居場所情報関連義務違反の初回通知が送られる。この初回通知では、競技者に USADA に対してその通知文の日付から 14 日以内に、居場所情報申告書に不具合上がった理由、若しくは不完全又は不正確な情報を提出した理由を説明する機会が与えられる。UFC はこの対話の写しを保存する。
- 1) 競技者がこの通知を受ける前に後続の居場所情報関連義務違反が生じても、競技者は責任を問われない。
 - 2) 通知を受理後、競技者は、以前の居場所情報関連義務違反に関連して行われた同じ種類の違反を含む後続の居場所情報関連義務違反の責任を負うものとする。
- v. USADA のスタッフは、競技者から受け取った書面の回答を審査し、必要に応じて詳しく捜査した上で、居場所情報関連義務違反の通告が適しているかどうか判断する。
- 1) 例えば、USADA が、家族の緊急事態など、競技者による書類を適切に提出しようという有効な試みが成功しなかった、又は居場所情報に関する方針への順守不履行が競技者の過失ではないその他の場合に、居場所情報関連義務違反の通告が適していないと判断する。

- vi. 更なる捜査が不要であると判断された場合、*競技者*からの返答を受け取ってから 14 日以内に、*競技者*には USADA の最終決定が送られる。この対話は、UFC も閲覧可能となる。³
- vii. 連続する 12か月の間で、ADPV の判断が下される前に 3 回目の居場所情報関連義務違反が生じた場合、*競技者*は、居場所情報関連義務違反の一部又は全部における USADA による居場所情報関連義務違反の通告決定について、3 回目の居場所情報関連義務違反が発生してから 14 日以内に、独立した審査委員会に意義を唱えることができる。
- viii. 不服審査委員会は、USADA の役員会が指名した 3 名と、以前の居場所情報関連義務違反疑惑審査に関与しなかった USADA の CEO で編成される。
- ix. USADA の審査結果は、提出された書類に基づいてのみ行われ、聴聞は考慮されない。
- x. 不服審査委員会の決定は、当該*競技者*が ADRV を行ったかどうかの決断に異議を唱えるために*競技者*が主導の後続の聴聞に連結されない。
- xi. 不服審査委員会の決定、及び当該委員会に提出された資料は、疑惑の居場所情報関連義務違反又はその他の ADRV が提起されている場合の後続の処理に第三者から参照されることがある。
- xii. この審査は、*競技者*が要請してから 14 日以内に完了され、最終決断は、委員会が決断を下してから 7 日以内に*競技者*に知らされる。この対話は、UFC も閲覧可能となる。
- xiii. USADA は常に第 6(a) (iv)、(vi)、(vii) 及び (xii) の項で定められたスケジュールに従い、それを厳しく強制するようあらゆる努力をする。但し、正当な理由によりスケジュールに従えなかった場合は、その提出が無効にならない、又は前述の手続きに従った USADA による居場所情報関連義務違反の通告は行われぬものとする。

b. 聴聞

12か月以内に居場所情報関連義務違反を 3 回行った、居場所情報申請書に不適切な情報を提供した、検体採取を回避した、不正な改変をした、又はその他の方法で本居場所情報に関する方針に違反した*競技者*でも、UFC ADP の第 8 条に従った完全な証拠聴聞会を要請する機会が与えられずに処分されることはない。

7. 発効日

本 UFC 居場所情報に関する方針（第1版）の発効日は、2015年7月1日とする。本居場所情報に関する方針は、2015年7月1日以前の保留事項に遡って適用されることはない。

8. 改正

本 UFC 居場所情報に関する方針は、USADA により適宜改定される。別段の指示がない限り、すべての改訂内容は、UFC のアンチ・ドーピング用ウェブサイト（）に公開してから 30 日以前に有効になることはない。正確な有効日（及びバージョン）は、前述の第 7 項に記される。UFCのアンチ・ドー

³ USADA の最終決定通知の写しは、*競技者*に送られると同時に UFC にも送られる。この通知は、UFC がアクセス可能な外部ソースウェブサイトにもアップロードされる。

ピング用ウェブサイトを定期的に確認して、本書及びその他のアンチ・ドーピング関連の方針を参照することは各競技者の義務である。